

## パネル公募(追加募集)のお知らせ

国際法学会 研究企画委員会  
2023年3月13日学会ウェブサイト掲載

本学会においては、2013年度にコンベンション方式による年1度・3日間の研究大会に移行して以来、パネル公募を実施しています。パネル公募制度は、学会員に対して、自主的な共同研究発表の機会を広く提供することで、学会員の研究意欲を喚起し、学会活動のいっそうの活性化をはかることを目的としています。

パネル公募による分科会の構成および運営は、原則として応募者たる学会員に委ねられます。パネルは、恒常的に活動を行っている研究グループのみならず、大会報告のために特に組織されたグループでも応募することができます。なお、共同研究や新しいテーマへの意欲的取組みを奨励するため、発表内容は完成された研究成果である必要はなく、研究途上における意見交換の場としても活用していただけます。

2023年度研究大会のパネル公募要領は以下のとおりです。奮ってご応募いただきますようご案内申し上げます。

### パネ ル 公 募 要 領

#### 1 報告時期

2023年度研究大会時(2023年9月4日(月)～6日(水)、コンベンション方式で朱鷺メッセにおいて開催の予定)に、最大3つのパネル公募分科会を設置します。

#### 2 パネル公募分科会のテーマおよび構成

テーマは自由に設定でき、全体会または他の分科会のテーマとの重複も認められます。パネル公募分科会は、座長1名および報告者3～5名程度で構成し(企画責任者は、座長または報告者を兼ねることができます)、コメンテーターを置くこともできます。報告者とコメンテーターは合わせて5名以内です。

各パネルの持ち時間は、休憩時間を含めて3時間となる予定です(終了時刻は、会場との関係で延長できないため、報告および質疑の時間配分には十分にご留意ください)。また、英語による報告およびコメントも歓迎します。

#### 3 応募資格

企画責任者および座長のほか、報告者およびコメンテーターの少なくとも半数は、応募時および報告時に国際法学会会員である必要があります。博士後期課程在学中の者にも、応募資格が認められます。なお、同一研究大会について、個別報告公募とパネル報告公募との双方に重複して応募することはできません。

#### 4 応募手続

応募者は、学会ウェブサイトリンクを掲載するGoogleフォームを通じて、または自由書式で下記の必要事項をもれなく記載したものを研究企画委員長宛に電子メールに添付して送付することにより、応募してください。いずれの場合も、2023年4月27日(木)(必着)までに応募してください。研究企画委員長は、応募書類受領後、原則として1週間以内に受領確認を応募者に通知します。

#### 記載事項

(1) 企画責任者について、①氏名、②所属・地位、③略歴(学部以後の学歴および職歴)、④連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)、⑤研究分野(国際法、国際私法、国際政治・外交史の別)、⑥学会員・非学会員の別および国際法学会報告歴、⑦関連業績(主要業績5点以内)。

(2) 座長およびすべての報告者(企画責任者を除く。)について、①氏名、②所属・地位、③学会員・非会員の別および国際法学会報告歴、④連絡先(電子メールアドレス)。

(3) パネルのタイトルおよび各報告の題目(日本語および英語)、企画趣旨(1500字程度、または英文で500ワード程度)、各報告者の役割分担(報告者に非学会員を含む場合には、その理由)(800字程度、または英文で300ワード程度)。

(4) コメンテーターを置く場合には、その①氏名、②所属・地位、③学会員・非学会員の別、④連絡先(電子メールアドレス)。

#### 自由書式で応募する際の宛先

研究企画委員長 濱本正太郎

E-mail: hamamoto \* law.kyoto-u.ac.jp

(\*を@に置き換えてください。)

#### 5 審査手続

研究企画委員会は、提出されたパネルの構成・内容および企画趣旨、企画責任者および報告者の研究歴・報告歴等に基づく厳正な審査を行い、採否を決定します。採用に際しては、報告内容に関する付帯意見を付すか、あるいはパネルの構成を一部変更することを条件とすることがあります。

#### 6 結果発表

企画責任者には、電子メールを用いて採否を通知します(採用に当たって付帯意見または一部変更の条件を付す場合には、それも含む)。また、採用されたパネルおよび各報告のタイトル、企画責任者、座長および報告者(該当すればコメンテーターも)を学会ウェブサイト公表します。

#### 7 注意事項

- ・ 報告において、プロジェクターは原則として使用できません。
- ・ パネル公募制度によって報告を行っても、将来の依頼報告の機会に影響が生じることはありません。
- ・ 大会記録作成のために、報告および質疑応答を録音し、録音データを1年間保管します。

以上